

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	14 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年6月から同年8月まで  
② 昭和59年9月から61年3月まで

平成9年に60歳になった際、今まで途切れなく国民年金の保険料を納めてきたので、老後の楽しみにと思い高齢任意加入を行い、65歳まで保険料を納付した。若いころ叔母に老後のために必要だからと年金加入を勧められたので、空白期間が無いように保険料を納めてきたのに未納期間があるなんて信じられず納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和47年6月ころに国民年金の加入と同時にそれ以前の未納保険料を納付したほか、60歳以降も高齢任意加入をしており、納付意識は高いと考えられる。

また、申立人の所持する年金手帳によると、資格取得日が、昭和47年6月の国民年金手帳記号番号払出時点では45年9月1日となっていたものが、56年10月に手帳が再発行された時点では45年6月1日に訂正されている上、A市の被保険者名簿では納付済みとなっていたものが、平成20年9月に社会保険庁において未納に訂正されているなど、数度にわたる記録訂正がみられることから、行政の記録管理に何らかの齟齬があった可能性も否定できない。

2 申立期間②について、申立人は任意加入していたと主張しているが、社会保険事務所の特異台帳及びA市の被保険者名簿から、申立人が昭和58年6月に資格喪失したことが確認できる上、申立期間②の始期であ

る 59 年 9 月に国民年金に再加入した形跡は見当たらない。

また、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、申立人に納付書が交付されることがないことから保険料は納付できない。

さらに、申立人は、申立期間②の納付状況の記憶が曖昧である上、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年6月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月及び同年 3 月  
② 平成 7 年 7 月及び同年 8 月

申立期間の国民年金保険料については、再就職するまでの厚生年金保険未加入期間であるが、申立期間①については20歳になったばかりなので父親に相談しながらA市役所で私が加入手続をした。申立期間②については私がB市C区役所で手続をした。いずれの期間も国民年金保険料2か月分を一括納付した。

納めたはずなのに未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、平成7年8月ころB市C区役所において国民年金の手続を行うとともに保険料を納付したと主張しているところ、申立人が、同年9月に国民年金の加入手続を行ったことがB市の被保険者記録から確認でき、申立人の主張と符合する。

また、申立人は厚生年金保険被保険者期間中にさかのぼって国民年金の加入手続を行っており、申立期間の保険料を加入手続とともに納付したとする申述に不自然さはない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和48年3月ころA市役所において国民年金の加入手続をして保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年9月に払い出されており、この払出時点では申立期間①は時効により納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された周辺事情はうかがえない。

また、申立人は国民年金加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であるほか、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から47年3月まで

年金加入記録が届き、申立期間が未加入期間となっていることを知った。申立期間の保険料を納めた領収証を持っているので、社会保険事務所で調査してもらったところ、昭和46年6月20日に国民年金の被保険者資格が喪失されており、申立期間の保険料は還付されていると思うとの回答をもらった。しかし、保険料を返してもらった覚えはないし、預金通帳にもそのような記録が無い。申立期間について、未加入となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を過年度納付したことを示す領収証を所持しており、申立期間の保険料を納付したことが確認できる。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和46年6月20日に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失したとされているが、申立人が同日に被用者年金に加入した記録は確認できない上、申立期間当時、申立人が国民年金の任意加入被保険者に該当するような事情も見当たらないことから、事実と異なる資格喪失手続が行われたことが推認される。

さらに、社会保険事務所では、申立期間の国民年金保険料は還付されていると考えられるとしているが、社会保険庁の記録では、申立期間についての還付の記録は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から同年11月まで  
当時大学生だったが、昭和47年9月に私が20歳になるのにあわせて、母が市役所で加入手続をした。その際に保険料を現金で納付したのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になるのにあわせてその母が市役所で国民年金加入手続を行い、保険料も納付したとしているところ、申立人及びその両親の所持する国民年金手帳の検認印から、申立期間直後の昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料が申立人の両親の保険料と同時に納付されていることが確認できることから、その際に申立期間の保険料を集金人が収納しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の両親及び後に国民年金に加入した弟共に国民年金加入期間の未納は無く、家族の納付意識の高さがうかがわれ、かつ、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月から 54 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私は、両親や親類等の勧めもあって、私の母が国民年金の加入手続きを行ってくれた。国民年金保険料の納付書が送られて来たので保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金保険料の納付について、社会保険庁の年度別納付状況リストでは、申立期間を含む昭和 59 年度及び 60 年度が空欄になっているにもかかわらず、申立期間の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分のみが未納となっているが、同リストに口座振替開始年月が 58 年 10 月となっていること、54 年から 5 年 9 月間も納付した後に申立期間②直後の 60 年 4 月に A 市へ転居した際の国民年金の手続きが適切に行われ、それ以降は保険料が納付済みであること、申立期間②が 3 か月間と短期間であることを考えると未納となっているのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、申立期間の保険料について、当初は、申立人の母が集金に来ていた人に納付したと主張しているが、B 区では、昭和 45 年度から納付書による自主納付制度に改めたとしている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料はその兄と一緒に納付したと主張しているが、その兄の保険料は未納になっており、申立人の母や他の兄の保険料も未納や未加入となっている。



さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 54 年 5 月 4 日時点においては申立期間①のほとんどが時効により納付できない期間となっており、申立人は過年度及び特例納付により保険料を納付した記憶は無いとしている上、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 40 年 3 月まで

申立期間については、昭和 50 年の夏ころ、過去の未納の国民年金保険料を特例納付により一括納付できることを知人から聞き、妻に夫婦二人分の保険料の一括納付を依頼し、その後、妻から一括納付したことを聞いた。妻は納付済みとなっているのに自分が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年の夏ころ、過去の未納の国民年金保険料を特例納付により一括納付できることを知人から聞き、夫婦二人分の保険料の一括納付を申立人の妻に依頼し、その後、妻から一括納付したことを聞いたとしているところ、50 年は第 2 回特例納付の実施期間中で、特例納付が可能であり、妻は申立期間中の 20 歳に達した時期以降の期間の保険料を特例納付していることから、その主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険の被保険者資格の切替えもすべて適確に行っており、妻も任意の未加入期間を除き、すべて保険料を納付済みであることから、夫婦共に納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、当時、鋳物工場を経営していた母親が納付してくれたはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその母親が納付してくれたはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年度以降は、申立期間を除き保険料がすべて納付されており、6か月と短期間の申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人の未納となっていた昭和42年度の国民年金保険料は、申立期間直前の昭和43年9月にさかのぼって納付されており、その直後の申立期間を未納のままとするのは考え難い。

さらに、申立人の母親は、申立期間当時、鋳物工場を経営し好景気で業績が順調であったとしており、保険料を未納とする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、結婚後、鋳物工場を経営していた義母が納付してくれたはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 10 月に結婚した以降、申立期間を含めその義母が国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 42 年 10 月以降は、43 年 10 月の結婚後も含め、申立期間を除き保険料がすべて納付されており、3 か月と短期間の申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人の義母は申立期間当時、鋳物工場を経営し、好景気で業績は順調であったとしており、保険料を未納とする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、当時、鋳物工場を経営していた母親が納付してくれたはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその母親が納付してくれたはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年度以降は、申立期間を除き保険料がすべて納付されており、6か月と短期間の申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人の未納となっていた昭和42年度の国民年金保険料は、申立期間直前の昭和43年9月にさかのぼって納付されており、その直後の申立期間を未納のままとするのは考え難い。

さらに、申立期間当時、同居していた申立人の母親は鋳物工場を営し好景気で業績が順調であったとしており、保険料を未納とする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から45年3月まで

自営業のためA区役所で国民健康保険料の支払いをしたときに、国民年金に加入するよう勧められて夫婦で加入した。夫婦でいつも同一日に納付しており、申立期間について夫の納付記録はあったが、自分の記録は未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年10月ころ、国民年金への加入と同時に申立期間を含む未納の国民年金保険料をその夫の分と合わせて一括納付したとしているところ、申立人及びその夫は、申立人が保管している保険料領収証書及びB市の被保険者名簿で、両者の保険料納付日が確認できる47年10月から49年3月までの期間及び49年10月から55年3月までの期間については、納付日がすべて同一であることが確認でき、夫は、47年10月に第1回の特例納付により保険料を一括納付していることから、その主張に不自然さはみられない。

また、申立人と夫が申立期間の国民年金保険料を第1回特例納付及び過年度納付により一括納付した場合の納付金額は4万3,500円となり、当時、経営していた売店が月商300万円と業績が好調で、毎月の生活費が20万円から30万円ほどあったとしており、申立期間の保険料を一括納付できる経済事情にあったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料は、付加保険料を含め A 市役所（現在は、B 市役所）で納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を定期的に A 市役所で納付したとしているところ、昭和 50 年 11 月に国民年金への任意加入及び付加年金への加入を同時に行い、第 3 号被保険者となる前の 61 年 3 月までの間、申立期間を除き、付加保険料を含む国民年金保険料をすべて納付しており、その主張に不自然さはみられない。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人の夫は、申立期間を含め、大手企業に継続して勤務しており、申立期間の直前には自宅を新築し、並行してアパート建設を行うなど、経済的に安定していたと考えられ、申立人が申立期間の保険料を未納とする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月及び同年 3 月

申立期間の国民年金保険料については、納付を失念していたことから昭和 40 年 6 月 7 日に納付書で納付した。納付時に受け取った領収書には 39 年 2 月分及び 3 月分と記載されているが、39 年 2 月分及び 3 月分の国民年金保険料は、A 区へ転居する前に B 県 C 町で既に納付しており、この領収書は申立期間の国民年金保険料として納付した際のものであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の 1 年前の昭和 39 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料が 40 年 6 月に領収されたことを示す領収証書を所持しており、その領収証書が申立期間の国民年金保険料を納付した際のものであるとしているところ、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録によると、39 年 2 月及び同年 3 月については、39 年 1 月 31 日及び同年 3 月 26 日の検認印があり、申立期間には検認印がないことから、当該領収証書は、申立期間の国民年金保険料を納付した際に交付されたと考えのが合理的であり、行政側が納付書兼領収証書を発行する際、納付対象期間を誤って記載したものと推認できる。

また、申立人の厚生年金保険加入期間であった昭和 39 年 6 月から同年 12 月までの期間並びに当初未納とされていた申立期間前後の 40 年 1 月及び同年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人の国民年金手帳に検認印があったことから、国民年金保険料の納付が確認され、平成 20 年 10 月に国民年金保険料の還付及び未納から納付済みへの記録訂正が行わ



れており、行政側の記録管理に瑕疵<sup>かし</sup>が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から54年3月まで

製菓業を営む家に嫁いだ後、義父、義母及び夫が既に参加していた国民年金に加入し、義父から預かった家族4人分の保険料を婦人会の集金当番に自分が渡し納付してきた。申立期間の保険料が義父、義母及び夫は納付済みとなっているのに、自分の分だけ未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、申立期間の国民年金保険料を、同居していたその義父、義母及び夫の分と共に婦人会組織を通じて納付したとしているところ、当時、申立人が在住していたA市（現在は、B市）では、保険料の徴収業務を婦人会組織に委託していたことが確認でき、申立人が婦人会の集金当番に保険料を渡した際の記憶も具体的で信憑性が認められる上、申立期間の義父、義母及び夫の保険料は納付済みとなっていることから、家族の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金の加入時期は申立期間後の昭和54年5月ごろであるが、その時期に発行されたと考えられる54年5月21日発行の国民年金手帳には「滅失再交付」の印が押されていることから、それ以前に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1900

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年12月まで  
② 昭和43年1月から47年3月まで

申立期間①については、国民年金制度が始まった時に国民年金の加入手続をし、その際中央に実印のような印章のある、薄いブルー又はグレーのような印紙をちぎれそうなので、注意しながら国民年金手帳に貼った記憶がある。また、申立期間②については、平成19年6月に納付記録が訂正され納付済みとなったが、訂正が間違いだったとのことで未納とされた。納付しているはずなので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち昭和46年4月から同年12月までの期間については、社会保険事務所の被保険者台帳から、申立人の元夫は第2回特例納付でこの期間の国民年金保険料を納付したことが確認できるところ、申立人とその元夫は、申立人の元夫が第2回特例納付で納付したころは一緒に保険料を納付していたことが推認できることから、申立人についても第2回特例納付で保険料を納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間②のうち昭和43年1月から46年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間については、社会保険事務所の被保険者台帳から、申立人の元夫は55年6月に第3回特例納付で国民年金保険料を納付したことが確認できるが、申立人とその元夫は、これより前の53年6月に離婚していることから、申立人の元夫の納付をもって申立人が納付したとは認め難い。

また、申立人が当該期間②のうち昭和43年1月から46年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月4日にその元夫と夫婦連番で払い出されており、払出日からすると、申立期間の一部は時効、一部は過年度納付となるが、申立人には国民年金保険料を過年度納付した記憶は無い。

また、申立人は、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の加入手続、保険料の納付状況等の記憶が薄い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年12月まで

昭和40年に妻と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料も一緒に納付してきた。申立期間については、妻は納付済みになっているのに、私が未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年にその妻と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料も一緒に納付してきたとすると、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年10月ころ、その妻と連番で払い出されている上、申立人の妻が所持している納付書・領収証書から、妻は、47年10月20日にA金庫（現在は、B金庫）C支店で、申立期間の45年4月から47年3月までの期間の保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料を納付した日と同一日付けの申立期間の国民年金保険料額が記載されたA金庫D支店発行の「歳入金等納付書預り証」を所持しており、この「歳入金等納付書預り証」は、納付書と現金をA金庫に預けたときに発行されていたものである。

さらに、申立人は、申立期間以降は、すべて国民年金保険料を納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 1908

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、義父が私と夫の分を一緒に納付していた。社会保険庁の記録では、申立期間の保険料が未納となっているが、夫の分については納付済みとなっているので、未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 7 月に厚生年金保険から国民年金に切り替えてから、申立期間を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立人の義父が申立人及びその夫の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張するところ、申立人の夫は、申立期間は納付済みであり、申立人のみが未納であるのは不自然である。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA株式会社は、社会保険事務所の記録では、当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和59年1月31日）及び資格取得日（同年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月31日から同年8月1日まで  
昭和44年9月1日から平成13年2月21日まで、A株式会社に継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたが、申立期間の加入記録が無い。

申立期間の給料支払明細書があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書、事業主の供述及び雇用保険の被保険者記録等により、申立人が申立期間中、A株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書から、32万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、A株式会社は、昭和59年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、同年8月1日に再度適

用事業所となっているが、事業主及び同僚の供述等から、申立期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行してないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A社B工場（現在は、C株式会社D工場）における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所の記録では、株式会社A社B工場の資格喪失日が昭和41年3月31日となっているが、36年6月7日同社に入社後、平成13年12月30日に退職するまで、社名の変更はあったが同一会社に継続勤務した。申立期間当時の給与明細書はないが、当該期間は厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答から、申立人が株式会社A社B工場に継続して勤務し（昭和41年4月1日付けで株式会社A社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社A社B工場における昭和41年2月の社会保険庁の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人は退職まで継続して勤務していたことから、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったと思われるとしていること及び事業主が資格喪失日を昭和41年4月1日と届け出たにもかかわらず、

社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年 3 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（合併後、株式会社B。現在は、株式会社C。）のD支店における資格喪失日を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月23日から同年4月1日まで  
昭和36年4月1日から45年6月30日まで継続して株式会社Aに勤務していた。証明するものとして、当時の給与支給明細書があるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所提出の行員台帳（人事記録）及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、株式会社Aに昭和36年4月1日に採用され、45年6月30日に承継会社である株式会社Bを退職するまで継続して勤務し（43年4月1日に株式会社AのD支店から株式会社BのE支店に異動）、給与支給明細書により申立期間である昭和43年3月については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年2月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料が無く、株式会社Aが被保険者資格の取得、喪失及び保険料納付を行ったかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。）のC支店における資格取得日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、36年5月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月1日から同年6月10日まで

私は昭和36年4月1日にA株式会社に入社し、同社本社にて1か月の研修後同社C支店に配属となったが、着任して直ちに同社D出張所に行き、そこで在籍しながらE株式会社（現在は、F株式会社。）G所において約1か月間研修を受け、研修終了後の同年6月10日に株式会社AのC支店に戻った。

研修期間中、厚生年金保険料は控除されていたと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した在職証明書及び同僚の供述から、申立人がA株式会社に継続して勤務していたことが確認でき、同社に申立人と同時に入社し、同じ時期に同社C支店に転勤になった複数の同僚についてはいずれも厚生年金保険の記録が継続しており、申立期間に係る厚生年金保険料は、事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和36年5月の標準報酬月額については、直前の同年4月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日（昭和39年4月30日）及び同社本社における資格取得日（39年6月1日）に係る記録を39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和6年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和39年4月30日から同年6月1日まで

「ねんきん特別便」を受け取ったが、A株式会社の昭和39年4月30日から同年6月1日までの厚生年金保険被保険者期間が欠落している。私は、36年4月11日に同社に入社して以来、退職した57年7月1日まで継続して勤務していたので、当該期間を被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社が発行した申立人の「退職金支払内訳書」、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」に記載されている勤務期間及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、A株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

なお、A株式会社B工場から同社本社への異動日については、複数の同僚の供述から昭和39年4月1日と考えられることから、同社B工場における資格喪失日及び同社本社における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年3月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業所は既に全喪し、元事業主も亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の資格取得日及び資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月15日から40年3月2日まで  
② 昭和40年8月10日から42年12月10日まで

社会保険事務所に行った時、働いていた期間の一部の厚生年金保険被保険者記録が無いことを知り、その理由を聞いたところ、昭和43年5月31日に脱退手当金が支給されていると説明を受け驚いた。脱退手当金の請求及び受領はしていないので、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が当時、申立人の父親が事業所と交渉して厚生年金保険に加入した経緯があることを記憶している最初の厚生年金保険期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金は昭和43年5月31日に支給決定されたこととなっているが、申立人はその直前の同年4月30日に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和42年5月23日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したと認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和26年9月20日から27年12月1日までの厚生年金保険被保険者記録については、申立人の記録として未統合のA株式会社B支店における被保険者記録が社会保険事務所に存在することが判明したので、当該記録を申立人の厚生年金保険被保険者記録として統合することが必要である。

また、申立人は昭和26年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を同年8月18日に訂正することが必要である。

そして、昭和26年9月から27年11月までの標準報酬月額を8,000円とし、26年8月の標準報酬月額についても8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和26年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月18日から27年12月1日まで

A株式会社B支店で勤務した昭和26年8月18日から27年12月1日までの年金記録が無いことが判明した。A株式会社には昭和25年4月に入社して60年3月に退職するまで、継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

昭和26年9月20日から27年12月1日までの厚生年金保険被保険者記録については、申立人の記録として未統合のA株式会社B支店における被保険者記録が社会保険事務所に存在することが確認できたことから、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、雇用保険加入記録、A株式会社が発行した在籍証明書、人事異動発令日に係る同社の回答及人事担当者の供述から、申立人が、昭和26

年8月18日から同年9月20日まで申立てに係る事業所に勤務し、26年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、上記未統合の事業所別被保険者名簿の記録によると、昭和26年9月から27年11月までの標準報酬月額は8,000円であり、昭和26年8月の標準報酬月額についても8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主が昭和26年9月20日を取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年8月から同年10月までの期間は6万円、同年11月から45年7月までの期間は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月1日から45年8月1日まで

昭和44年8月1日からA株式会社のB部で正社員として輸出関係業務に従事し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。入社時の辞令や手元に残っている給与明細書を提出するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び昭和44年8月1日付けのA株式会社の辞令により、申立人が申立期間から同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出のあった給与明細書により、申立期間のうち、昭和45年2月から同年7月までの期間については標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるとともに、44年8月から45年1月までの期間については厚生年金保険料の控除を示す資料が無いものの、事業主は申立人の申立期間に係る被保険者資格取得の届出を行わないまま保険料を給与から控除していたことを認めることことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書等の給与支給総額又は保険料控除額から、昭和44年8月から同年10月までの期間は6万

円、同年 11 月から 45 年 7 月までの期間は 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行っていなかったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 8 月から 45 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年11月22日に訂正し、同年11月における標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月25日に、同社C部(本社)における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、同年6月における標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月22日から同年12月1日まで  
② 昭和38年6月25日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和37年11月22日から同年12月1日までの記録と38年6月25日から同年7月1日までの記録が無いとの回答をもらった。A株式会社には37年4月から平成15年8月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事個人票、照会回答文書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し(申立期間①は昭和37年11月22日に同社C部(本社)から同社B支店に異動、及び申立期間②は38年6月25日に同社B支店から同社C部(本社)に異動)、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る A 株式会社 B 支店の資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録では昭和 38 年 6 月 26 日となっているが、同社の人事個人票では同月 25 日付け発令となっていることから、資格喪失日は同月 25 日と訂正する必要がある。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 37 年 12 月の社会保険事務所の記録から 1 万 8,000 円、申立期間②の標準報酬月額については、38 年 7 月の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったとしていることから、申立期間①については事業主が昭和 37 年 12 月 1 日、申立期間②については、38 年 7 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 37 年 11 月及び 38 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB所(現在は、株式会社C)における資格取得日に係る記録を昭和40年9月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月6日から同年10月1日まで

昭和40年9月6日付の人事異動で株式会社AのD支店から同社B所に転勤し、36年4月1日に入社してから平成元年3月31日まで継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたことから申立期間が未加入となっているのは納得できないので、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し(昭和40年9月6日に同社D支店から同社B所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直後の昭和40年10月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者の資格取得届を誤ったとしていることから、事業主が昭和40年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、



申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会社B支社における資格取得日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月1日から同年6月1日まで  
昭和39年4月1日から平成13年7月1日に定年退職するまでA会社（現在は、C会社）に継続勤務していたが、B支社へ支店長代理として異動した際の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているため、調査のうえ、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A会社の職歴証明書、D健康保険組合、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年2月1日にA会社E支社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和45年6月1日の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C会社では、当時の届出及び保険料納付の証跡は現存していないため保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 埼玉国民年金 事案 1879

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年12月までの期間及び43年7月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から同年12月まで  
② 昭和43年7月から47年12月まで

時計店を経営していた父親から、「年金は私が一緒に納付している」と聞いていた。保険料は町内の集金により納付していたので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料をその父親が納付していたと主張しているが、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、国民年金の資格取得日が昭和48年1月1日と記載されており、当該月前に保険料が納付された記録が無い上、申立人が所持していた国民年金保険料納入カード及び国民年金手帳には、47年12月の欄に「この月以前不要」と押印されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①及び②の一部は時効により納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、保険料額等も不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から50年3月まで

A社を辞めた昭和49年1月20日に厚生年金保険と国民年金の間が空かないようB市役所で国民年金の加入手続を行った。同市役所職員により、私の目の前で年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に加入期間が長くなるからと1年前の日付が書かれたのを記憶しており、加入後に納付書により納期ごとに妻と二人分の保険料を納付していた。

申立期間について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月20日にB市役所で国民年金の加入手続をし、現年度納付により夫婦二人分の保険料を納付していたとしているが、社会保険庁及びB市の記録から申立人の国民年金手帳記号番号は、51年1月ころに払い出されていることが確認できるとともに、申立人の所持する年金手帳は、49年11月以降に順次交付された三制度共通の年金手帳であり、49年1月に加入した際には交付されていない手帳であることから申立内容と一致しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付により納付することになるが、申立人には過年度納付によりさかのぼってまとめて保険料を納付した記憶が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から50年3月まで

夫がA社を辞めた昭和49年1月20日に厚生年金保険と国民年金の間が空かないようB市役所で国民年金の加入手続を行った際に、同時に私の国民年金加入手続をした。同市役所職員により、夫の目の前で年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に加入期間が長くなるからと1年前の日付が書かれたのを記憶しており、加入後に納付書により納期ごとに夫と二人分の保険料を納付していた。

申立期間について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月20日にB市役所で国民年金の加入手続をし、現年度納付により夫婦二人分の保険料を納付していたとしているが、社会保険庁及びB市の記録から申立人の国民年金手帳記号番号は、51年1月ころに払い出されていることが確認できるとともに、申立人の所持する年金手帳は、49年11月以降に順次交付された三制度共通の年金手帳であり、49年1月に加入した際には交付されていない手帳であることから申立内容と一致しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付により納付することになるが、申立人には過年度納付によりさかのぼってまとめて保険料を納付した記憶が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険



料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで  
A区B地のアパートに居住していた時に、国民年金制度が始まるのを知り、同アパートの他の5世帯と共に国民年金に加入した。  
A区の職員が集金に来て、アパートの他の世帯の人達と一緒に国民年金手帳を渡し、保険料を納付していた。  
申立期間について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年の国民年金制度発足当初に、夫婦で国民年金の加入手続きを行い、集金人により国民年金保険料を納付してきたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、36年2月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるものの、A区では徴収員制度は37年4月から開始されたとしており、申立人の申述とは符合しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和36年度の国民年金印紙検認記録欄には検認印が押されていないことから、申立期間の保険料が現年度納付されたとは考え難い上、申立人は、さかのぼってまとめて保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、結婚して夫の被扶養者になっていたが、昭和59年4月からパートでA病院に勤務したので、夫の被扶養者から抜けました。その後、勤務先に勧められて昭和59年4月ころB市役所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A病院にパートで勤め始めた昭和59年4月ころに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、B市の被保険者名簿では61年5月23日資格取得届出と記載され、申立人が所持している国民年金手帳においても初めて被保険者になった日は61年4月1日3号Aと記載されていることから、61年5月ころに加入手続を行ったと推認でき、申立人は結婚前からB市に居住しており、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出された周辺事情は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料については、国民年金の加入手続を行った昭和61年5月23日時点においては、過年度納付となるが申立期間は任意加入のため過年度納付できない期間となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を3,000円から4,000円と主張しているが、実際の保険料は、昭和59年度は6,220円、60年度は6,740円であり、差がある。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1889

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から42年9月まで

社会保険事務所で、納付記録を調べたところ、昭和39年7月から42年9月までの39か月について未納と言われたが、年金手帳があり、兄の国民年金保険料と一緒に母が、集金に来ていた区の職員を通じて納付したと思うので、未納とされることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年11月26日に交付された国民年金手帳を所持していることから、その母に国民年金の加入手続をしてもらい、保険料を納付してもらっていたと主張しているが、その手帳の手帳記号番号は欠番になっていることが手帳記号番号払出簿から確認できる。

また、申立期間当時は、国民年金保険料の収納は印紙検認方式により行われていたが、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、昭和40年度から45年度までのすべてに検認印が押されておらず、印紙検認台紙も切り取られていないことから、この手帳による保険料納付が行われたとは考え難い。

さらに、申立人の母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとするその母も既に他界していることから保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1890

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から60年6月まで

申立期間の納付事実が確認できないとの回答を得たが、長男がさかのぼって納付していたはずであり未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付手続を実際に行ったその長男は、納付手続をした時期について明確な記憶が無く、社会保険庁の納付記録によると、昭和62年10月14日に、申立期間直後の60年7月から62年3月までの保険料を過年度納付した記録になっている上、長男が、さかのぼって納付したとしている保険料額は、60年7月から62年3月までの保険料をさかのぼって納付するのに必要な金額とおおむね一致していることから、長男は、62年10月に時効にかからない期間の保険料をさかのぼって過年度納付したとするのが自然であり、申立期間は、62年10月の時点では時効により保険料納付ができない期間である。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から同年9月までの期間、37年3月から同年5月までの期間、38年1月から同年11月までの期間及び39年12月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年8月から同年9月まで  
② 昭和37年3月から同年5月まで  
③ 昭和38年1月から同年11月まで  
④ 昭和39年12月から44年3月まで

国民年金保険料は地区の役員が集金に来て納付していた記憶がある。  
申立期間が未納とは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について申立人は、地区の役員が自宅へ国民年金保険料を集金に来ていたと主張しているが、役員の氏名、納付金額及び納付時期等は分からないとしていることから、保険料の具体的な納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳が昭和44年5月29日に交付されていることが確認できることから、この時点では、申立期間の大部分については、時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1901

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から51年3月まで

勤めていた会社が倒産しそうになったので、妻は不安になり、昭和49年2月にA市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その後、妻がB郵便局やC銀行（現在は、D銀行）E支店で夫婦二人の国民年金保険料を納付しており、52年3月から付加年金にも加入した。申立期間が未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和49年2月にA市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その後、妻が夫婦二人の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、51年12月14日に連番で払い出されており、払出日からすると申立期間の一部は時効により納付できず、一部は過年度納付することになるが、申立人の妻には過年度納付した記憶は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

また、A市の申立人の妻の国民年金被保険者名簿では、昭和52年2月25日に申立人の妻に年金手帳を送付した記録と、52年4月に2回に分けて昭和51年度の国民年金保険料を納付した記録が確認できることから、申立人夫婦は51年12月から52年2月ころの間に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、49年2月に国民年金の加入手続をしたとする記憶と相違する。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周



辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1902

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から51年3月まで

夫が勤めていた会社が倒産しそうになったので、不安になり、昭和49年2月にA市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その後、B郵便局やC銀行（現在は、D銀行）E支店で夫婦二人の国民年金保険料を納付しており、52年3月から付加年金にも加入した。申立期間が未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月にA市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立人が夫婦二人の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、51年12月14日に連番で払い出されており、払出日からすると申立期間の一部は時効により納付できず、一部は過年度納付することになるが、申立人には過年度納付した記憶は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

また、A市の国民年金被保険者名簿では、昭和52年2月25日に申立人に年金手帳を送付した記録と、申立人が52年4月に2回に分けて昭和51年度の国民年金保険料を納付した記録が確認できることから、申立人夫婦は51年12月から52年2月ころの間に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、49年2月に国民年金の加入手続をしたとする記憶と相違する。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1904

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から同年12月まで

申立期間については、60歳を過ぎていたにもかかわらず、引き続き国民年金保険料が私の口座から引き落とされていた。口座振替をやめるよう銀行に申し込んだが断られてしまったため、仕方ないと思っていた。申立期間については納付していたはずなので、納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳になるまで口座振替により国民年金保険料を納付しており、60歳を過ぎても引き続き申立人の口座から保険料が引き落とされていたとしているが、申立人は60歳到達後に国民年金の任意加入手続を行っていないことから、申立人の国民年金保険料が60歳以降も口座振替により引き落とされていたとは考え難い。

また、A組合B支店の記録により、申立人の口座から昭和63年10月から同年12月までの3か月分について、口座振替により国民年金保険料が引き落とされている記録が確認できるが、申立人の長女が63年5月から平成元年5月まで国民年金に加入し、保険料が納付済みであること、C市の申立人の長女の被保険者台帳には「D」のゴム印が押されており、申立人の長女は、A組合B支店から口座振替により国民年金保険料を納付したと考えられること、申立人の長女はA組合B支店に口座を持っていないとしていることから、申立人の口座から引き落とされた国民年金保険料は、申立人の長女の保険料であったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1905

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年2月まで  
平成元年9月に会社を退社し、国民健康保険と国民年金に同時に加入した。国民年金に加入後、申立期間の6か月分の国民年金保険料を一括納付したので、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年9月に会社を退職し、A市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、その後、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは7年8月以降と推認されることから、払出日からすると、申立期間は時効で納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとする形跡はみられない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間後の平成7年9月から8年1月までの期間の国民年金保険料を納付しているが、申立人が記憶している保険料等からみて、申立人は、このときに保険料を納付した記憶と混同している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1906

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から45年3月まで  
昭和45年3月に結婚し、その後、夫から2万円のお金を出してもらいA市役所の窓口で印紙を購入して国民年金保険料を納付した。市役所職員の言うとおりに国民年金保険料を一括して納付したので、申立期間が未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、市役所窓口で2万円の印紙を購入して申立期間の国民年金保険料を納付したとしていたが、その後、現金で約10万円を納付したと述べるなど、保険料を納付したとする時の記憶は曖昧である上、仮に、保険料を納付したとしても、申立期間の保険料額は3,950円であり、納付したとする額と大きく相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年6月3日ころ払い出されており、かつ、申立人が所持する国民年金手帳には資格取得日が45年4月1日と記載され、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1907

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から50年11月まで

昭和48年4月に子供が小学校に入学したので、パートタイマーとして働き始め、同年6月ころ、仕事に行く会社のバスの中で、友人が「将来のことを考えると国民年金保険料を納付しなければならない」と話しているのを聞き、国民年金の必要性を感じて、A市役所（現在は、B市役所）で加入手続をした。その時から保険料の納付を始めたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その子供が小学校に入学した年の昭和48年6月ころ、勤務先に向かうバスの中での友人との会話をきっかけにして、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その時から銀行で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持している国民年金手帳には50年12月18日に被保険者資格を取得したことが明記されており、社会保険庁の記録でも、申立人は同日に被保険者資格を取得していることから、国民年金の加入時期は記憶と相違する。

また、申立人は、国民年金の任意加入者であり、被保険者資格取得日からさかのぼって国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。



これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 21 日から同年 5 月 21 日まで  
② 昭和 43 年 7 月 1 日から 48 年 4 月 21 日まで  
昭和 36 年 8 月 26 日から 49 年 1 月 7 日まで株式会社Aに勤務していたが、申立期間①及び②について厚生年金保険が未加入になっている。当該申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人が株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿に記載の申立人の被保険者資格喪失日である昭和 39 年 2 月 21 日は、社会保険庁のオンライン記録と一致する上、申立人と同様の業務に従事していた同僚は同日に被保険者資格を喪失し、また、同社の被保険者資格の再取得日である同年 5 月 21 日も同日に取得していることが確認できる。

### 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿に記載の申立人の被保険者資格喪失日である昭和 43 年 7 月 1 日は、社会保険庁のオンライン記録と一致する上、申立人と同様の業務に従事していた同僚も同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②当時、株式会社AがB地（C市）に同社D工場を建設する業務に携わったとしていることから、申立期間②に係

る同社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票も確認したが、申立人の氏名は見当たらず、同原票において健康保険証の番号の欠落も無い。

- 3 株式会社Aにおいて給与関係事務を担当していた同僚から、同社の厚生年金保険料の控除については供述を得られなかったが、関連会社に配属になると社会保険も配属先の会社で資格取得手続を行っていたとの供述を得たことから、当該同僚が関連会社であったとするE株式会社及びF株式会社のすべての申立期間に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、同名簿において健康保険証の番号の欠落も無い。
- 4 株式会社Aは、既に廃業し、当時の事業主も亡くなっているなど、すべての申立期間について申立人に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。
- 5 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 37 年 3 月 5 日まで  
社会保険庁の記録では、申立期間は脱退手当金を支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給してはいないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている脱退手当金の受給資格がある女性を調査したところ、脱退手当金が未支給となっている 30 名については、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示は記されていないが、脱退手当金の支給記録が確認できた 13 名については、いずれも申立人と同様に被保険者名簿に「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 17 日から 34 年 3 月 1 日まで  
昭和 33 年 3 月に中学校を卒業後、Aさんを含む4名で同年3月に有限会社Bに入社した。Aさんは昭和 33 年の入社時から記録があるが、私は記録が無いことに納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述があることから、期間の特定はできないものの申立人が有限会社Bに勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚に厚生年金保険の適用について照会したところ、当時の事務担当者は「社会保険については社長自らやっていたように思います」との回答があったが、有限会社Bの当時の事業主は既に亡くなっており、現在の代表取締役を確認したところ、「有限会社Bは事実上解散しており会社としての実体はない」と供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができなかった。

また、申立人と同時期に入社したとしている同僚のA氏及び他の同僚についても連絡先は不明であり厚生年金保険料の控除等について供述を得られなかった。

さらに、申立期間の前後の期間を含む、社会保険事務所が保管している当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、厚生年金保険加入期間を除き申立人の氏名は無く、健康保険の番号の欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月28日から35年4月19日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会申出をしたところ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答を受けた。この期間は休職していたが、A事務所で発行された厚生年金資格確認票のとおり、昭和33年5月26日から38年4月1日まで厚生年金保険に加入していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、B事務所に勤務しており、申立期間は休職していたが、給料の8割相当の手当を得ていたとしている。また、申立人が、平成20年4月15日にA事務所から受領した厚生年金資格確認票には、取得日昭和33年5月26日、喪失日38年4月1日と記載され、この期間は厚生年金保険被保険者期間とされている。

しかしながら、改めてA事務所に申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認したところ、厚生年金資格確認票に記載された申立人の厚生年金保険の資格取得日と資格喪失日は確認できるものの、勤務していた期間及び申立期間に申立てどおりの届出をしたか、厚生年金保険料を控除していたかは不明との回答を得た。

また、B事務所は事業を廃止していることから、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

さらに、厚生年金保険料の控除に関して、休職当時、申立人は傷病手当金を健康保険組合から支給されていたと考えられるが、事業主が傷病手当金から保険料を控除することはできないため、事業主による保険料の納付は考え難い。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人は、昭和 33 年 5 月 26 日に厚生年金保険の資格を取得し同年 12 月 28 日に資格喪失しており、その後同事業所にて 35 年 4 月 19 日に再度資格を取得していることが確認でき、申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

その上、申立人は、申立期間について、事業主により厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月ころから 44 年 10 月ころまで  
私は昭和 43 年 8 月ころ、A 区にあった B 株式会社に入社し、44 年 10 月ころに同社を退職するまで継続して勤務し、検査の仕事に 5 人くらい  
の同僚と一緒に従事しており、その間は厚生年金保険には加入していた  
と思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて  
ほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について  
事業主に照会したところ、事実を確認できる関連資料及び供述を得ること  
ができなかった。

また、申立期間について申立人は国民年金に加入し、昭和 43 年 4 月か  
ら 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることを社会保険事務所  
が保管する国民年金被保険者台帳から確認できる上、44 年 10 月 6 日から  
申立人は厚生年金保険の被保険者となっており、前記で納付したことが確  
認できる国民年金保険料のうち、当該厚生年金保険の被保険者期間と重複  
する期間 (44 年 10 月から 45 年 3 月まで) の保険料 1,500 円が 45 年 11  
月 13 日に還付されていることが同台帳から確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の事業所別被保険者  
名簿では申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠  
番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除  
されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立

期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 15 年 1 月から 19 年 3 月 31 日まで

昭和 15 年 1 月から 19 年 3 月 31 日までの期間は、A 区 B 地にあった C 所又は D 所に勤務し、軍需部品を製造する職長をしていた。同工場の事業主は、戦後の E 区長をしていた人であったと記憶しており、この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、昭和 16 年 12 月 31 日以前の期間については、労働者年金保険法が施行される前の期間であり、17 年 5 月 31 日までの期間については、保険料徴収までの施行準備期間であることから、同法上、労働者年金保険の被保険者期間とはならない。

このため前述の期間を除いた昭和 17 年 6 月から 19 年 3 月 31 日までの申立期間について、申立人が勤務していたとする C 所又は D 所と称する当該事業所について、社会保険庁のオンライン記録により事業所名及び類似の名称等で確認を行ったものの記録は無いことから、労働者年金保険法の適用事業所となっていなかった可能性が高い。

また、C 所等が所在していたとする A 区及び F 区を所轄する法務局の商業登記簿謄本にも該当事業所の記録は確認できない上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、事業主及び同僚の調査を行うことができず、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が勤務していたとする C 所等の事業主は、戦後に E 区長

をしていた人であるとしていることから、同氏についても社会保険庁のオンライン記録により確認を行ったが、記録を確認することができない。

加えて、申立期間については、給与から厚生年金保険料を控除されていたとするものの、給与額等の具体的な記憶は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 5 月 21 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。  
申立期間について勤務の事実が確認できる修了証書を提出するので、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は、修了証書、B株式会社保管の退職金支給明細書及び履歴書により、A株式会社に継続して勤務していたことは認められる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、複数の同僚が差異はあるものの入社後に厚生年金保険の未加入期間があることが確認でき、同社が本店所在地変更及びC工場の新設後の昭和 36 年 5 月 21 日を資格取得日として、同人らの厚生年金保険加入手続をまとめて行ったものと考えられる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、資格取得日については昭和 36 年 5 月 21 日であることが確認できる上、D健康保険組合の資格取得日の記録も同日であることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月30日から39年3月13日まで  
昭和37年8月30日から43年5月1日までの期間について、A市にある「B社」で働いていた。社会保険庁の記録では昭和37年8月30日から39年3月13日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を受けたが、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、「B社」の当時の事業主の家族及び同僚の供述から、期間は特定できないものの同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年3月13日であり、申立人の申立期間は適用事業所では無いことが確認できる。

また、申立人は社会保険事務所の記録により、昭和35年10月1日に国民年金の資格を取得しており、申立期間を含む39年3月13日に資格を喪失するまで、継続して国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、上記記録はA市の所有する申立人の国民年金被保険者名簿の資格取得及び喪失年月日の記録とも一致しているほか、同市の検認記録から申立人が申立期間において、国民年金の保険料を納付している事実が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月18日から同年9月1日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aでの厚生年金保険加入記録は平成元年6月及び同年7月の2か月間となっているが、給与からは同年6月から同年8月までの3か月分の厚生年金保険料を控除されており、給与明細書があるので調査して年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書により、有限会社Aでは厚生年金保険料を当月控除していたことが確認でき、申立人は、同社に入社した平成元年6月から退職した同年8月まで厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立人は有限会社Aを平成元年8月17日に離職していることが確認でき、かつ、提出された給与明細書の同年8月分として支給された基本給及び住宅手当が日割計算により減額されていることから、申立人は、8月の途中で同社を退職したと認められる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第14条においては「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の主張する平成元年8月は、厚生年金保険法における被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 26 日から 43 年 7 月 31 日まで  
昭和 41 年 12 月 26 日から 43 年 7 月 31 日まで A 株式会社 (通称 B)  
に勤務し水着の糸を作っていた。途中で仕事を変わった覚えは無い。当  
時の同僚には C (旧姓 D) さんがいた。調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社から提供のあった被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は昭和 41 年 12 月 25 日退職、同年 12 月 26 日資格喪失となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、資格喪失日は昭和 41 年 12 月 26 日と確認できる。

さらに、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用について同僚に照会したところ、事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

加えて、通称で使われていた「B」でも社会保険庁の記録を確認したが、該当する事業所は無かった。

なお、申立人の雇用保険の被保険者記録は、取得日昭和 40 年 8 月 2 日、41 年 12 月 25 日離職であり社会保険事務所の記録と一致しているが、申立期間については、被保険者記録が存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 9 月 1 日から平成 3 年 10 月 31 日まで  
② 平成 10 年 7 月 1 日から 12 年 2 月 28 日まで  
③ 平成 12 年 3 月 1 日から 14 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間①については、A区B地にあった住宅の外壁のリフォーム会社であったC株式会社に正社員として勤務し、班長として若い営業マンの指導をしながら契約獲得の営業活動を行っていた。

申立期間②については、D市にあるE株式会社に正社員として勤務していた。その会社は物品の保管と配送を業としており、私は取引先拡張のための営業の仕事をしていた。

申立期間③については、株式会社FのG支店で正社員として勤務し、住宅のリフォームなどの顧客工事の見積から発注、完成までの管理業務を行っていた。

いずれも厚生年金保険料を給料から控除されていたと思うが、納付記録が無く納得できないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A区B地にあったC株式会社に勤務していたとしている。

しかしながら、社会保険庁の記録から「C株式会社」という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することができない上、所在地を管轄する法務局に商業登記簿謄本の記録も無いことから当時の事業主及び役員の所在

も不明であり、勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用について同僚に照会したところ、事実を確認できる供述を得ることができなかった。

申立期間②について、事業主及び同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人がE株式会社にて在籍していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険の適用について事業主に照会したところ、当時の事業主や経理担当者は既に亡くなっており、関係書類も保管されていないことから、事実を確認することができなかった。

また、社会保険事務所に保有する当該事業所の被保険者名簿には申立人の名前が無い上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間③について、申立人は、株式会社F（現在は、株式会社H）に勤務していたとしている。

しかしながら、同社の人事記録による申立人の在籍期間は、平成11年1月21日から6月10日までの約6か月となっており、申立期間③と相違している。

また、当時の同僚は「この会社は社員の入れ替えが激しく、厚生年金保険の加入は全員ではなく希望者だけだった。」と供述している。

さらに、申立期間③に係る申立人の厚生年金保険の適用について事業主に照会したところ、事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所に保有する当該事業所の被保険者名簿には申立人の名前が無い上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 9 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで

申立期間①においてはA組合に、申立期間②においてはB株式会社に勤務していた。保険料控除の事実が確認できる給与明細書等はないが、保険料を控除されていた記憶があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚等の供述により、申立人がA組合に昭和39年8月31日まで継続勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険料の控除について同僚等に照会したところ、事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する被保険者原票では厚生年金保険の資格喪失日は昭和39年8月31日であることが確認できるほか、同じ時期にA組合からB株式会社に転籍したとする同僚も、同日付けで資格喪失しており、申立事業所の被保険者の資格喪失に係る事務手続には不自然さはいくつか見えない。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

申立期間②については、人事記録により、申立人が昭和39年9月1日にB株式会社に入社したことが確認でき、雇用保険の被保険者記録により、申立人が同年12月26日に資格取得し、平成13年9月30日に離職したことが確認できることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは

認められる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年11月1日であり、社会保険事務所が保管する被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録には、同社が適用事業所となった日と同じ資格取得日が記載されている上、同原票によると、申立人を含めて7名の同僚が同日付けで資格取得している。

さらに、すべての申立期間に係る各事業所は既に解散しており、元事業主は、申立期間について保険料控除に係る事実を確認できる関連資料（賃金台帳等）は保管していないとしており、事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から同年 10 月 31 日まで  
② 昭和 31 年 11 月 13 日から 32 年 2 月まで

昭和 31 年 4 月ころにA株式会社に入社し、32 年 2 月ころまで勤めていたと思われるが、社会保険事務所で確認したところ、厚生年金保険被保険者であった期間が1か月で、前後の期間が空白となっていた。申立期間①及び②について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年 4 月ころから 32 年 2 月ころまでA株式会社に継続して勤務していたとしているが、同社は、既に適用事業所でなくなり、所在地を管轄する法務局に商業登記簿謄本の記録も無いことから、当時の事業主及び役員の所在も不明であり、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、社会保険庁の記録から連絡先が判明した者もないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について、同僚に確認することができない。

さらに、申立人はすべての申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月から平成 4 年 12 月まで  
申立期間の標準報酬月額が社会保険庁の記録では 11 万円となっているが誤りである。当該期間の標準報酬月額を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは、社会保険庁の記録により、平成 4 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できるところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、5 年 2 月 8 日に、2 年 10 月から 4 年 12 月までが 53 万円から 11 万円に遡って訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、申立書において従業員であったと申し立てしているところ平成 4 年 7 月に常務取締役として勤めていたことが商業登記簿謄本により確認できる。また、申立人は代表取締役ではないものの現場の業務についてその執行を統率していることが伺えるとともにその報酬額などから株式会社Aの業務執行についての裁量権は代表取締りに比肩する立場にあったものと推認される。

当該標準報酬月額の遡及訂正については、社会保険事務所から保険料滞納に対して指導を受けた際、代表取締役と申立人が相談のうえ処理を行ったという同僚供述もあり、先の地位及び役割上の事情も勘案するとこの訂正が有効ではなかったと主張するのは許されない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。